

市の職員数・給与などの概要についてお知らせいたします。

市の職員数・給与などを公表します

これは市の「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市民の皆さまに職員の任用や勤務条件を公表するものです。

職員の任免および職員数に関する状況

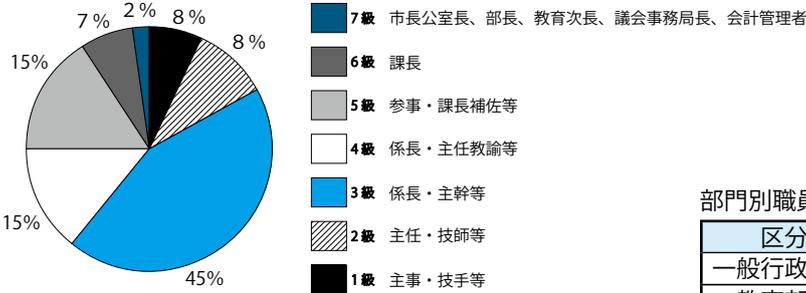
採用者数（平成 27 年 4 月 1 日）単位：人 退職者数（平成 27 年 3 月 31 日）単位：人

区分	試験採用	選考採用	再任用	計
一般行政職	8	0	0	8
技能労務職	0	0	0	0
計	8	0	0	8

区分	定年	勸奨	その他	計
一般行政職	14	5	1	20
技能労務職	2	0	0	2
計	16	5	1	22

※再任用には短時間勤務職員を含んでいません。

級別職員数（平成 27 年 4 月 1 日）



部門別職員数の推移（各年 4 月 1 日）単位：人

区分	H 26	H 27	増減数
一般行政部門	255	251	△ 4
教育部門	75	67	△ 8
公営企業等	37	35	△ 2
総合計	367	353	△ 14

分限および懲戒処分の状況（平成 26 年度）単位：人

処分の種類		件数
分限処分	降任	0
	免職	0
	休職	2
懲戒処分	戒告	0
	減給	1
	停職	0
	免職	0

年齢別職員数の状況（平成 27 年 4 月 1 日）単位：人

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男性	0	13	56	76	83	1	229
女性	1	20	22	29	52	0	124
計	1	33	78	105	135	1	353

職員の給与の状況

平均給料月額および平均年齢（平成 27 年 4 月 1 日） 初任給の状況（平成 27 年 4 月 1 日）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	326,500円	45.1歳
技能労務職	323,100円	53.5歳

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	174,200円	154,800円	142,100円



経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 27 年 4 月 1 日）

経験年数	10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	
一般行政職	大学卒	280,300円	313,000円	338,600円
	短大卒	273,700円	303,800円	324,100円
	高校卒	261,500円	297,400円	317,600円

特別職の報酬等の状況（平成 27 年 4 月 1 日）

区分	給料月額	期末手当	区分	報酬月額	期末手当
給料	市長	542,500円	報酬	議長	315,000円
	副市長	598,000円		副議長	265,000円
	教育長	546,000円		議員	249,000円
		計	計	3.1月	3.35月

※市長は給料の 30%を減額しています。

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間（平成 27 年 4 月 1 日）

区分	状況
正規の勤務時間	1週間あたり 38時間 45分
開始・終了時間	開始 8:30 終了 17:15
休憩時間	12:00～13:00

職員研修の状況（平成 26 年度）単位：人

研修区分	受講人数
基本研修	48
専門研修	27
自主研修	328
計	403

屋外広告物の表示には許可が必要です

～まちの良好な景観のために～

まちの中には、さまざまな種類の「屋外広告物（※）」があります。これらの屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可を受けることが必要です。

まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

※屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などの壁面利用広告などをいいます。

◆屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

【主な規制の例】

(1) 自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）

次の場合は、禁止地域でも表示することができます。

- ・ 広告物の合計面積が5㎡以下で、許可基準に適合する場合
- ・ 広告物の合計面積が100㎡以下（第1種禁止地域にあっては、合計面積が建築物の規模に応じて定められた面積以下で、一の広告物の面積が15㎡以下）で、許可基準に適合し、市町村長の許可を受けた場合



(2) 自己の店舗等から離れた場所に表示する場合など

道路の敷地境界から一定の範囲の区域（商業地域等を除く）、信号機の付近などの「禁止地域」および街路樹、道路標識、電柱などの「禁止物件」には、原則として広告物を表示できません。

◆屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として条例に基づく罰則の対象となりますのでご注意ください。

◆老朽化していたり固定が不完全である屋外広告物は、強風時に倒壊や落下し通行人等に危害を及ぼす恐れがあるため、速やかに撤去、改修等を行ってください。

◆条例に違反する屋外広告物を表示すると、罰金刑（最高100万円）に処されることがあります。条例の規定を遵守し、美しいまちづくりにご協力ください。

◆屋外広告物の許可手続や許可基準などについては、下記問い合わせ先へご相談ください。新たに店舗等を建築する場合に、屋外広告物を表示する場合は、事前にご相談をお願いします。

【問い合わせ】 都市建設課都市計画グループ（玉造庁舎）

TEL0299-55-0111

茨城県土木部都市局都市計画課都市行政グループ TEL029-301-4579

食生活改善推進員

養成講座のご案内

健康増進課（北浦保健センター内）

☎02991(34)6200

食を通じた健康について学び、家庭で実践しながら、地域で健康づくりを楽しむ仲間をつくりませんか？

期 日

9月24日（木）・10月22日（木）
11月19日（木）・12月7日（月）

平成28年1月12日（火）

時 間

午前9時～午後1時（期日により異なります）

主 要 内 容

子どもからお年寄りまでの健康な食事・食品表示・生活習慣病・運動などの講義と実習

場 所

北浦保健センター

対 象 者

行方市在住で、食生活や地域の健康づくりに関心のある方

募 集 人 員

25名（先着）

参 加 費

無 料

申 込 締 切

9月16日（水）

申 込 先

健康増進課（北浦保健センター内）

☎02991-346200



9月28日(月) 発売
売り切れしだい発売終了!

オータムジャンボ宝くじ

5億円

1等・前後賞合わせて

オータム史上最高額です!

クーちゃん

1枚300円

★この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

●1等・前後賞合わせて5億円(1等3億円/前後賞各1億円) ●発売期間/9月28日(月)～10月16日(金) ●抽せん日/10月23日(金)

宝くじに関するお問合せ/03-3535-9033[みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

臨時福祉給付金が支給されます

社会福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得が低い方々への負担の影響を緩和するため、市民税（均等割）が非課税などの要件を満たす方に、平成27年度も「臨時福祉給付金」を支給します。

【支給対象者】

①基準日（平成27年1月1日）において行方市に住民登録がされている方で、平成27年度分市民税（均等割）が課税されない方が対象です。

※ご自身を扶養している方が課税される場合生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

②給付対象となる可能性のある方がいる世帯宛に申請関係書類をお送りします。同封の案内文書をよくお読みいただき、申請手続をしてください。

【給付額】

支給対象者一人につき 6,000円

【申請方法】

「臨時福祉給付金申請書（請求書）」をご記入の上、添付書類を添えて、同封の返信用封筒を使用して返信、または申請窓口を開設しますので、直接申請にお越しくください。

【申請期間】

◆郵送申請

9月30日（水）消印有効

◆申請期日および場所

9月1日（火）～9月14日（月）

3庁舎玄関ロビー（土・日対応）

9月30日（水）まで

税務課（麻生庁舎）・総合窓口室（北浦庁舎）・社会福祉課（玉造庁舎）（平日対応）

12月28日（月）まで

社会福祉課（玉造庁舎）（平日対応）
※市で審査後、ご指定の口座にお振り込みします。

平成27年度子育て世帯臨時特例給付金の申請期限が近づいています

子ども福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

給付金の申請期限は9月30日（水）です。手続きがお済みでない方は期限までに申請してください。

申請欄は児童手当の現況届に付随しています。あわせて、現況届の提出もお願いいたします。提出がない場合、給付金・児童手当の給付は受けられませんのでご注意ください。

【提出先】

子ども福祉課（玉造庁舎）

総合窓口室（麻生庁舎・北浦庁舎）

市営住宅の入居者を募集します

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

次のとおり市営住宅の入居者を募集します。

◆みなみ原団地

所在地 青沼841・14

間取り 3LDK 構造 RC造

募集戸数 3戸

【応募資格】

次の①～④のすべての要件に該当する方
①単身入居以外の方で現在住宅に困っている方

②市税等を滞納していない方

③条例で定める基準内の収入である方

（例）一般世帯の場合（1世帯の合計所得額・控除額）÷12≧15万8千円以下

④入居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

【申込方法】

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出（市のホームページからもダウンロードできます）。

【申込期間】

9月1日（火）～9月18日（金）

【入居者の選考】

市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い、入居者を決定します。

給与支払者（事業主）の皆さまへ

税務課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

県内すべての市町村で、平成27年度から個人住民税特別徴収義務者の一斉指定を実施しています。

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者（事業主）が受給者（納税義務者）に代わり、毎月受給者に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引き）し、納入する制度です。

所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者には、アルバイト、パート、役員等を含むすべての受給者の個人住民税を特別徴収することが、法令で義務付けられています。

納税者間の公平性、納税者の利便性等を確保するため、県内すべての市町村では、平成27年度から、特別徴収の実施を徹底する取り組み（一斉指定）を行っておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

警察の相談ダイヤル

#9110

行方警察署

☎0299 (72) 0110

9月11日は「警察相談の日」です。警察では、DV・ストーカー等の犯罪などによる被害の未然防止に関する相談、その他県民の安全と平穏についての相談に応じています。

さらに、茨城県警察では、ストーカー、夫婦・恋人間の女性に対する暴力問題、性犯罪の被害に関する相談など、女性警察官に対応してほしいという女性相談者の要望にこたえるため、「女性専用相談電話」を設置し、「女性安心パートナー（女性警察官）」が女性相談者の相談に応じています。

また、最寄りの警察署、交番・駐在所でも相談を受け付けています。

緊急の事件事故は「110番」

相談は「#9110」

女性専用相談電話は

☎029-3001-8107

パートナー



注意しましょう！ あなたの土地が狙われています！

茨城県鹿行県民センター環境・保安課

☎0291 (33) 6057

悪質な業者から金銭や甘い言葉（うまい話）で土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土などを埋め立てられる事案が発生しています。

こうした被害を防ぐためには、「うまい話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につきにくい土地、手入れが行き届かない土地などが狙われています。定期的な見回り、侵入防止柵や不法投棄禁止などの警告掲示板の設置が有効です。

※不法投棄・野焼きを見つけたら

不法投棄110番

☎0120-5336380

へ



「全国一斉！法務局休日相談所」開設のお知らせ

水戸地方法務局鹿嶋支局

☎0299 (83) 6000

登記、供託、戸籍・国籍、人権擁護などの法務局の取り扱う業務全般について、法務局職員、司法書士、土地家屋調査士、公証人および人権擁護委員が相談に応じます。秘密は固く守ります。

【日時】

10月4日（日）午前10時～午後4時（受付は午後3時まで） ※要予約

【場所】

水戸地方法務局鹿嶋支局（鹿嶋市宮下5-20-4）

【相談内容】

土地の境界争い、相続・贈与・売買などの登記手続、抵当権の抹消手続、地代家賃の供託手続、戸籍の届出方法、成年後見制度、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、子どものいじめ、DV問題など

【料 金】 無料



「法務局公開講座」開設のお知らせ

水戸地方法務局鹿嶋支局

☎0299 (83) 6000

法務局では、法務局が行っている仕事を広く地域住民の皆さまにご理解いただくため、「法務局公開講座」を開設しています。

今回は、「相続登記について」をテーマに、次のとおり開催します。

「相続とは何か？」について、法務局職員が分かりやすくご説明します。

【日時】

10月4日（日）午後1時～（約60分）

【場所】

水戸地方法務局鹿嶋支局 2階会議室（鹿嶋市宮下5-20-4）

【講座内容】

「相続登記について」

【定 員】 先着20名 ※要予約

【料 金】 無料



有害鳥獣（イノシシ）の捕獲について

【問い合わせ】 農林水産課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

【5月から7月までに20頭のイノシシが猟友会によって捕獲されました】

行方市鳥獣被害対策協議会では、イノシシによる農作物への被害を防止するため、猟友会に依頼をし市内全域の山林に『くくりわな』を仕掛けてイノシシの捕獲を行っています。わな付近には、標識が設置されています。イノシシが出没する山林には、わなを掛けるために入ることもありますのでご容赦ください。

イノシシを目撃した場合には、決して目を合わせず、すぐに安全な場所に退避して、イノシシを刺激したりしないよう十分注意してください。

また、わなに掛かっているイノシシを発見した場合は絶対に近づかないでください。

■イノシシを知る –イノシシの生態について–

食 性

・雑食性で人間が食べるようなものはすべて食べる。イモやタケノコさらにはイネの穂、昆虫の幼虫など、さらには草や木も食べる。

行 動

- ・昼夜を問わずエサを求めて活動する。
- ・行動範囲は周囲2～3キロ、時に広がる。成獣は1m以上の跳躍力を持つ。
 - ※イノシシは本来、繊細で用心深い。防護柵などの障害物を飛び越える前に警戒しながら近づき、安全を確認する。そして、助走せずに1mもの柵を飛び越える。
- ・上を越えるよりも、下をくぐって通り抜けようとする傾向あり。
 - ※幼獣は15cm格子を通り抜け、成獣は20cm程度の隙間は潜り抜ける。
- ・鼻は犬並みの鋭い嗅覚を持つ。
- ・海や湖を泳ぐこともできる。
- ・鼻は臭いをかぐだけでなく、土を掘る、障害物を動かす時にも使う。
 - ※50～60kgの重さを持ち上げ、押し動かすことができる。
- ・鼻先は敏感で電気刺激には弱い。

繁 殖

- ・年1回の繁殖。交尾期は12～2月頃、出産期は4～6月頃。
- ・満2歳で初産、平均4～5頭出産と多産。うち約半数が成獣に。
- ・野生の寿命はオスが約6歳、メスが約10歳。

特 性

- ・本来警戒心が強く、臆病で注意深く、人前には姿を現さない。
- ・いったん慣れると大胆不敵になる。
- ・「猪突猛進」はパニックになって逆上したときの姿。
- ・体毛は太く剛毛。体が電気柵に触れても平気。



イノシシが来ない環境にするために、作物残さなどの餌となるものは放置しないようにしましょう。また、雑草を刈り取るなどしてイノシシが身を隠せないようにすることも効果的です。

今後とも、地域の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。また、捕獲活動等に尽力されている猟友会の皆さまには深く感謝申し上げます。

シリーズ 国民健康保険

柔道整復師（整骨院・接骨院） にかかるときにはご注意ください

整骨院や接骨院で柔道整復師の施術を受けるときに、健康保険が使える症状は限定されています。ご注意ください。

○健康保険が適用される場合

- ・外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼
- ※骨折・脱臼については、緊急の場合を除き医師の同意が必要です。

○次のような場合は健康保険が適用されません（全額自己負担となります）

- ・単なる肩こり、筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・改善の見られない長期の施術
- ・他の保険医療機関にて同一負傷で治療中のもの
- ・工作中や通勤途上におきた負傷（→労災保険の対象となります）

○整骨院・接骨院にかかるときの注意点

- ・「療養費支給申請書」に署名する際には、申請書に記載された負傷名・負傷原因・施術回数・金額が間違いないか良く確認しましょう。
- ・長期に施術を受けてもなかなか症状が改善しない場合は、内科的要因が関わっている可能性もありますので、医師の診断を受けましょう。

【問い合わせ】 国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

税金 のお知らせ

今日の税金

- 固定資産税 第3期
 - 国民健康保険税 第3期
- 納付期限（口座振替日）は
9月30日です。

不動産公売のご案内

差押不動産の入札による公売を実施します。買受を希望する方は、下記の内容をよくご確認の上、入札してください。また、詳細は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでご覧いただけます。

- 公売期日 9月10日（木）
- 受付 午後0時50分 ■入札説明 午後1時
- 入札開始 午後1時20分 ■入札終了 午後2時
- 場所 麻生保健センター（行方市役所麻生庁舎隣）
- 執行機関 行方市

■公売対象不動産

区分	所在	地番	地目	地籍 (㎡)	見積金額 (円)	公売保証金 (円)
15-1	小貫字居下 小貫字新田後	191 番	雑種地 田（現況非農地*）	1438	2,200,000	220,000
		192 番		2407		
15-2	羽生字塚前	1778 番 3	山林	648	190,000	20,000

*非農地のため「買受適格証明書」は不要です。
*詳細は「公売広報」をご覧ください。

- 公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。
- 市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- 公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

平成27年 国勢調査の お知らせ

総務省統計局
茨城県・行方市



平成27年国勢調査を 全国いっせいにを行います

国勢調査は、統計法という法律に基づいて、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象として実施する統計調査です。

◆個人情報厳格に保護されます◆

- ・国勢調査では、統計法によって厳格な個人情報保護が定められています。
- ・インターネット回答における通信は、すべて暗号化（SSL/TLS方式）されています。また、不正なアクセスなどの監視を24時間行っています。

9月上旬から 調査員がおうかがいします

調査員が皆様のお宅を訪問し、調査書類をお配りします。この調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯には紙の調査票を配布して調査を行います。



いつでもどこでも、便利に回答。
パソコンやスマホでの回答を可能に！
インターネット回答は

9月10日～20日

インターネット回答がなかった世帯には
調査員が調査票をお配りします！
調査票での回答は

10月1日～7日



9月10日～12日
インターネット回答用IDを配布

9月10日～20日
インターネット回答

9月26日～30日
調査票を配布

10月1日～7日
調査票を提出

国勢調査では、インターネットでの回答を推進しています。
パソコンやスマートフォンなどから回答することができます。

国勢調査
2015

【お問い合わせ】 行方市役所総合戦略課 TEL : 0299-72-0811